統計品質改善会議(第2回)

議事次第

日 時: 12月21日(水) 13:00-15:00

場 所:中央合同庁舎2号館 国土交通省第2会議室

参加者:美添座長他7名

議 題:

- (1) 建築着工統計調査について
- (2)港湾調査について
- (3)産業連関表について
- (4)報告事項
 - 行政記録情報の統計業務への活用
 - その他

(配布資料)

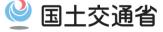
- ・【資料1】建築着工統計調査について
- ・【資料2-1】港湾調査について
- ・【資料 2-2】港湾統計の品質改善について
- ・【資料3】産業連関表について
- •【資料4-1】行政記録情報の統計業務への活用(建設工事施工統計調査への活用)
- 【資料4-2】行政記録情報の統計業務への活用(建築着工統計への活用)

建築着工統計調査について

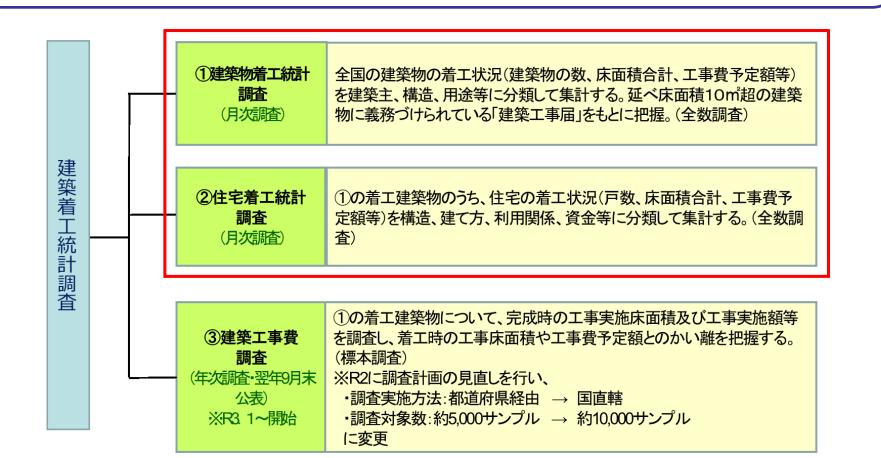
国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 令和4年12月21日



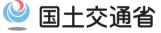
建築着工統計調査の全体像



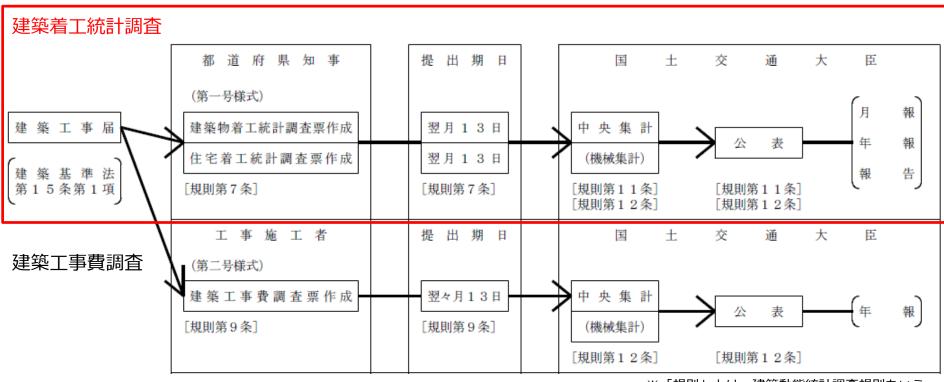
- 建築着工統計調査とは、全国の建築物の動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的とした基幹統計調査。建築物着工統計調査、住宅着工統計調査(以下、建築物着工調査と併せて「建築着工統計調査」という)及び建築工事費調査により構成。
- ▶ 建築着工統計調査は月次の全数調査として、全国の建築物の着工状況を調査。



建築着工統計調査の調査フロー



▶ 建築着工統計調査は建築基準法第15条第1項の規定に基づいて都道府県知事に提出された建築工事届を基に、都道府県において調査票を作成して実施。



※「規則」とは、建築動態統計調査規則をいう。

建築基準法(昭和25年法律第201号)

(届出及び統計)

第15条 建築主が建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合においては、これらの者は、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該建築物又は当該工事に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内である場合においては、この限りでない。

建築着工統計調査の疑義照会範囲の拡充の方向性ついて

- 建築着工統計調査は月次で行う全数調査であり、都道府県から調査票の提出を受け、2週間程度の短期間のうちに建築物に関する大量の情報を審査・照会・修正して集計し、公表を行っている。
- ▶ 本調査の調査票原票には、工事費予定額について極端な外れ値が散見され、これらには記載誤り等が含まれている蓋然性が高い現状に鑑みれば、外れ値の対応を行う必要がある。この際、精度向上の観点から、外れ値として扱う範囲や補正処理の方法については、以下の方針とする。
 - ✓ 限られた時間内で、都道府県の事務負担等を勘案しつつ、できる限り疑義照会を行う。なお、効率的な疑義照会のために、工事費予定額の高い建築物を優先的に対象として行うものとする。
 - ✓ 工事費予定額の算出に際して疑義照会結果が期限内に得られなかった場合には、建築物の平米単価を各構造における平均的な数値に置き換えて工事費予定額を算出(補正処理)する。
 - ✓ 疑義照会の範囲をできる限り広げて行うことにより、補正処理の件数の 縮減に努める。

港湾調査について

国土交通省 総合政策局 情報政策課 交通経済統計調査室 令和4年12月21日



港湾統計における二港間の貨物流動量の差異が課題となっている。 また、貨物の内訳である品種等の数値においても差異が生じている。 これらの要因を把握するため、報告者や関連団体への ヒアリング 及び アンケート

二港間 における数値の差異 移出シャーシ仕向港別表 德福名 仕 向 港 94-9個数 空~ 285,266 250,338 宮 城 仙台塩釜 14.876 14,876 40, 381 10, 287 10, ヤーシ仕出港別表 人 戸 宫 城 仙台塩釜 获 城 荣 城 3,848 (単位:台) 80, 216 德福吉 住 田 港 ツャーツ個数 空沙沙包数 東京 東京 53, 596 50, 神奈川 川姆 1, 399 290, 691 276, 103 14,588 数 搜 \$8, 267 岡知 23, 508 灰 娘 灰 娘 東 京 40,748 40,748 102 11, 263 11, 263 2,745 86 東京東京 神奈川 川 嵴 1, 190 炭 娘 炭 娘 東 京 東 京 神奈川 川 崎 85, 526 3,033 56,045 \$5, 105 1.069 369 13 26,696 敷 擅 \$3, \$95 6,699 苫 古 北海遺 玄 餅 13 19, 394 17, 290 2, 104 24,323 23 3,382 2,197 北海道 劉 路 帝 永 八 戸 東京東京 東京東京 1,908 1.834 1, 138 神 川 川森松 166 1,458 1,000 宮 古 北海道 玄 断 27,027 2,353 仙台塩釜 老海邊 苫小牧 1, 227 北海道 頻 路 292 218 2,082 1,864 煲 知 名古屋 13, 429 12,902 \$27 大 阪 大 阪 2,039

品種別等 の数値の差異

_			
	品 種	移 出(トン)	移 入(トン)
	合 計	440,709,103	436,032,547
(1)	農水産品	7,600,720	7,217,068
	1. 麦	1,644,082	1,615,161
	2. 米	207,505	417,315
	3. とうもろこし	1,889,977	1,007,045
	4. 豆類	143,758	209,454
	5. その他雑穀	292,568	536,366
	6. 野菜·果物	1,188,910	912,187
	7. 綿花	1,330	7,851
	8. その他農産品	337,135	497,971
	9. 羊毛	15	968
	10. その他畜産品	1,333,151	436,435
	11. 水産品	562,289	1,576,315
(2)	林産品	3,511,928	3,866,607
	12. 原木	539,019	513,481
	13. 製材	1,249,110	1,110,934
	14. 樹脂類	74,961	228,365
	15. 木材チップ	1,195,078	1,491,585
	<u>:</u>	:	:

(令和2年分港湾統計年報より一部抜粋)

港湾統計の品質改善に向けて(ヒアリング 結果)

- ・どこから来てどこに行くかは把握しているが、貨物の品種や重量など、 運送の全体像について把握していないケースもある。
- ・元請け、下請け等の関係があり、船舶運航事業者の中でも、保有する情報には濃淡がある。
- ・船舶によってはスペースを複数社で分割して運航しているケースもあり、 必ずしも運航している船社がすべての情報を把握しているとはいえないケースがある。
- ・申請書の記載内容と調査票とで内容が重複する書類を2回出しているという負担はある。
- ・これは食料用のトウモロコシ、これは飼料用のトウモロコシといった情報が顧客から下りてくれば、 それに沿った判断ができるが、その情報自体が無い場合は、製品自体で判断した品目としている。
- ・多忙のため、調査票の記入は運送の都度ではなく月末になってしまう。 その場合、作業期間が短くなることから、誤記入が発生しうる。



船舶運航事業者



船舶代理店

- ・契約時点での情報しか把握していないため、フォワーダー(※)の指示により運送先が変わると 変更後の情報の把握ができない。※自らは輸送手段を持たず、輸送機関を利用し、荷主と直接契約して貨物輸送を行う事業者
- ・船舶代理店間での情報共有は行われないため、相互の正確性の確認はできない。
- ・「くずもの」なのか「再利用資源」なのか、用途まで把握していないと区別できないようなものがある
- ・海運業界の特性かもしれないが、情報の伝達方法は紙ベースが ほとんどであるため、調査票作成の際に転記誤りもあるかもしれない。
- ・船社等からの委託により業務を行っており、契約内容により把握できる情報に差異がある。
- ・港湾運送事業者は船社からの業務委託を受けているので、船社からの情報があれば 海上出入貨物の情報は全てわかると思われる。
- ・システムを複数の事業者で共有し、調査票を作成する際に参照するが、 経由地を入力している社としていない社があると、その経由地にあたる港湾視点では乖離が起こる。
- ・船社等と契約する元請と実作業を行う下請けでは、情報の保有量が異なる。



港湾統計の品質改善に向けて(アンケート 概要)

配布対象 : 甲種港湾の調査対象事業者

実施時期 : 令和4年10月5日~10月28日

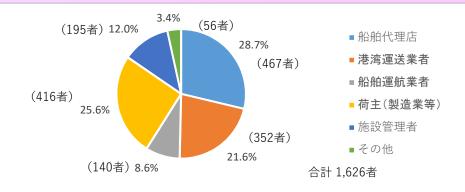
実施方法 : 都道府県経由で配布、依頼を実施し、報告者からは国土交通省へ直接回答。

回収数 : 1,506者(令和4年11月4日現在) 回収率 : 59.4%

主なアンケート項目

- 業種(船舶代理店、港湾運送業者、船舶運航業者、荷主(製造業等)、施設管理者等の別)

- 港湾調査においてどのような貨物形態(ex.ばら積み貨物、コンテナ貨物)を報告していますか。
- 貨物の移出先/移入元の港湾を把握していますか。
- 品種の分類について、迷うことはありますか。
- 品種の分類の考え方は。
- 報告するコンテナやシャーシが実入りか空かの把握はしていますか。
- 調査票記入時に使用するデータの管理はどのように行っていますか。
- 自社でシステム管理している場合、どの単位で利用または共有していますか(ex.本社、グループ会社)。
- 調査票に記入するデータの情報の諸元は。
- 調査票はどのような方法で作成していますか(システム、紙ベース)。
- 港湾統計についてご意見・ご要望があればお聞かせください。

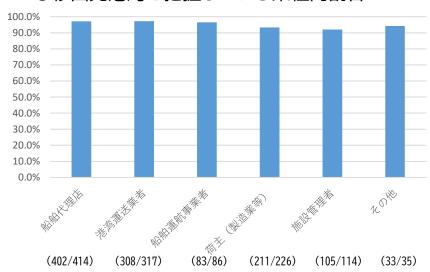


※1事業者が複数の業種を兼業していることから、 回収事業者数と業種の合計事業者数は一致しない。

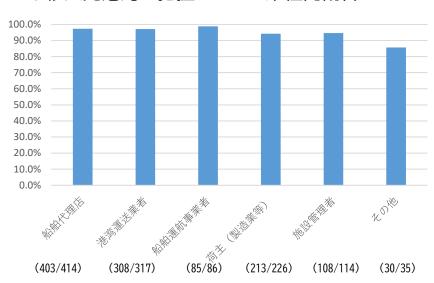
港湾統計の品質改善に向けて(アンケート 結果)

※アンケートでは貨物形態ごとに把握しており、本頁はすべての貨物形態の数字を合算したものである。

○移出先港湾を把握している業種内割合



○移入元港湾を把握している業種内割合

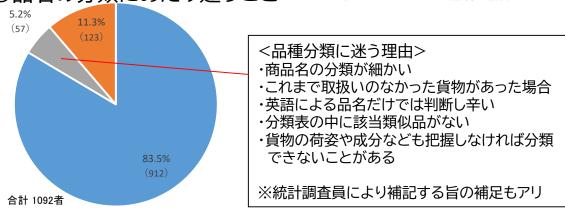


<参考>

二港間の差異が比較的少ない港湾の報告者に着目してアンケートを確認したところ、報告者の属性は「荷主」であり、専用岸壁を使用 していることにより、運航の流れを含めて内容を全て把握していると推測される。

○品名の分類にあたり迷うこと

- ■迷うことはない■品名を報告していない■それ以外



港湾統計の品質改善(考えられる要因)

二港間 における数値の差異

移出先・移入元を明確に把握できていない報告者がある(約 50者(約4%))。

本調査は、港湾毎に調査項目別で報告者の選定がされているが、必ずしも適切な選定となっていない可能性もある。

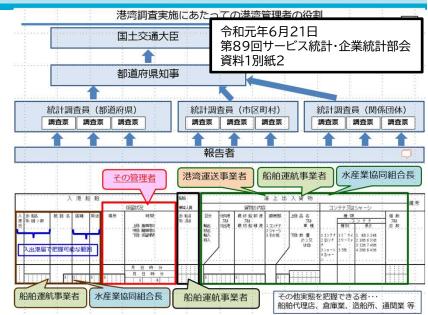
調査を集計する都道府県は、移入元・移出先の(相手先)都 道府県の統計データを基にしたチェックは、リソース不足等 により困難。

品種別等 の数値の差異

報告者によっては、独自の一定のルールにより分類して 報告が行われており、統一的な取り扱いが困難。

<分類の回答誤差が生じやすいと考えられる品種一例>

- ・麦 ⇔ その他雑穀
- ・とうもろこし ⇔ 動植物性製造飼肥料
- ·石炭 ⇔ 石炭製品
- ·砂利·砂 ⇔ 廃土砂



		71	
品 種	移 出(トン)	移 入(トン)	移出-移入
麦その他雑穀	1,644,082	1,615,161	28,921
	292,568	536,366	-243,798
とうもろこし	1,889,977	1,007,045	882,932
動植物性製造飼肥料	2,642,727	2,956,639	-313,912
石炭	15,978,812	13,633,365	2,345,447
石炭製品	369,957	634,582	-264,625
砂利·砂	25,086,471	45,964,822	-20,878,351
廃土砂	8,165,824	4,604,340	3,561,484

二港間及び品種別の移出と移入の数値に差異が生じているが、

これは、回答誤差の一種であると考えられるため、誤差を少なくする取り組みが必要である。

※全港湾の移出・移入の総量では差異は僅少であり、二港間・品種別の回答誤差が課題と言える。 <令和2年データ>海上出入貨物 移出総量:694,187千トン、移入総量:689,801千トン 差異:1%未満

港湾統計の品質改善(回答誤差の是正に向けた取組み①~③)

仕向港・仕出港に係る数値や品種別の数値についての精度向上のため、 以下の対応に取り組むこととする。

調査実施体制 の再整理

▶今回実施したアンケート結果を各都道府県に共有しつつ、 最適な報告者を選定できるよう、見直しの依頼を実施。

デジタル技術 の活用

- ▶二港間の整合性に係るデータをシステムにて出力できるようにし、数値の精査を実施。
- ▶港湾に関する行政手続き等の電子化(サイバーポート) の活用(ex.調査票の入力補助等)。

実務面の整備

- ▶品種分類の誤差低減のために、品種分類のための一覧表を作成
- ▶内容審査充実のため、「港湾調査の手引き」の内容整理・充実を実施。
- ▶「基幹統計調査「港湾調査」に関する打合せ会議」 (通称「ブロック会議」)において都道府県や統計調査員に対して、 調査上特に留意すべき事項の周知徹底を図る。

港湾統計の品質改善(回答誤差の是正に向けた取組み④)

集計表の位置づけ

▶利用にあたっての留意事項をユーザーに対し周知するとともに、次年度に様式出力のシステム改修等を 行った上で、二港間流動量のデータについては、当分の間、参考表としての掲載に変更する。

ユーザへの留意事項の周知案

【品質表示案(利用上の注意等)】

港湾調査は、都道府県が各港湾において 報告者を選定して調査を実施しています。 その際、二港間の貨物流動量(A港からB 港への移出量とB港のA港からの移入量) の数値については、報告者による回答誤差 等により差異が生じていますので、統計数 値を利用する際は、ご注意願います。

また、品種別の貨物量、自動車航送車両 台数、コンテナ個数及びシャーシ台数の移 出量・移入量においても同様に差異が発生 しておりますので、ご注意願います。

このような数値の差異の解消に向けて は、関係者に周知を図る等、精度向上に向 けた取り組みを着実に実施して参ります。

二港間流動量のデータを参考表とするイメージ



港湾統計の品質改善について(案)

港湾調査は、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする基幹統計調査である。同調査においては、港湾管理者である都道府県の統計調査員が関係の事業者等からの報告を集約しているが、二港間の貨物流動量及び貨物の内訳である品種等の数値に回答誤差と考えられる差異が生じている。精度向上の観点から、当該誤差を小さくするための取り組みについては、以下の方針とする。

- ▶今回実施したアンケートにおいて、移出先・移入元を明確に把握できていない報告者(事業者等)がいることを踏まえ、各都道府県において最適な報告者の選定となるよう、見直しの依頼を実施する。
- ▶二港間の整合性に係るデータに基づき数値の精査を実施できるよう システムの改善を図る。また、港湾に関する行政手続等の電子化(サイバーポート)における調査票の入力補助等の活用について検討する。
- ▶ 品種分類の誤差低減のため、報告者向けの品種分類の一覧表を作成する。また、都道府県や統計調査員による内容審査充実のため、調査上、特に留意すべき事項の周知徹底を図る。

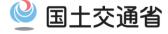
なお、今後の港湾統計の公表に際しては、利用にあたっての上記の誤差についての留意事項をユーザーに対し周知することが必要である。また、公表の方法としても、当分の間は、二港間流動量のデータは、参考表の扱いとするなど、ユーザーに配慮した対応を実施することが望ましい。

2020年(令和2年)産業連関表について

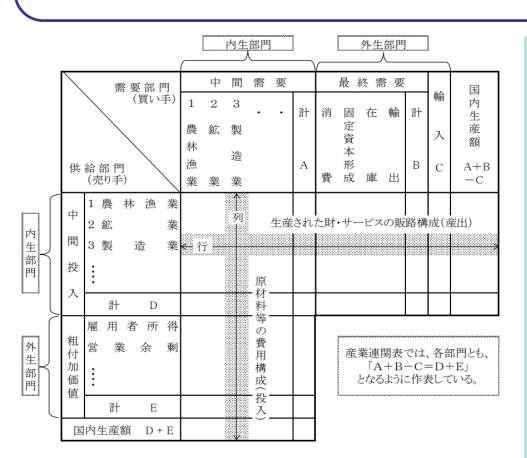
国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 令和4年12月21日



産業連関表作成の作業プロセスとスケジュール



- ▶ 産業連関表は10府省の共同作業として作成しており、国土交通省は建設、不動産、土木建築サービス、運輸、船舶・同修理、鉄道車両・同修理を担当。
- ▶ 2020年表(令和2年表)については、令和5年8月までに生産額を、11月まで に投入額と産出額を総務省に提出し、他の府省の担当分との調整を実施予定。



✓ 国内生産額の推計

まず、取引基本表の右端と下端に計上する 部門別の国内生産額を推計する。国内生産 額とは、一言でいえば、部門ごとの1年間 の生産及び取引の総額。

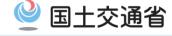
✓ 投入額の推計

投入額の推計とは、列部門(取引基本表の タテ)の国内生産額について、費用構成 (粗付加価値構成を含む。)の内訳を推計 することをいう。

✓ 産出額の推計

産出額の推計とは、行部門(取引基本表の ヨコ)の国内生産額について、どの中間需 要部門又は最終需要部門に対して販売され たのかといった販路構成の内訳を推計する ことをいう。

産業連関表の建築部門における国内生産額の推計



- ▶ 建設部門のうち、建築に関する部分の国内生産額の推計については、遅くとも昭和35年表以降は以下を基本的な考え方としている。
- ▶ 今般の令和2年表から、建築工事届を提出しながら中止や未着工となった建築物の比率を用い、以下の(2)の補正を精緻化することとしたい。

- (1) 建築着工統計の工事費予定額を着エベースから出来高ベースに転換する。
- (2) 建築着工統計調査補正調査の結果を用いて、工事費予定額(届出額)を工事完了 後の実際の工事費に補正する。
- (3) 建築着工統計の統計の漏れを、漏れ補正調査を用いて修正する。
- (4) (1)~(3)の修正後、別途推計した発注者経費(設計費等)を加え、生産額とする。



- 昭和35年における建築部門の推計方法は以下のとおり。昭和45年の推計方法も同一。昭和40年は推計方法の詳細が残されていないが、昭和35年と昭和45年の推計方法が同一であることから、昭和40年も同一と考えられる。
- ■昭和35年産業連関表作成作業報告(昭和39年5月 行政管理庁統計基準局)
- i 推計資料

建築物着工統計年報を推計の主体とし、それを捕捉する資料として、固定資産の価格等の概要調書(自治省)建設工事施工統計(建設省)国有 財産に関する報告、学校基本調査(文部省)国および地方公共団体の決算資料、住宅政策に関する資料(住宅金融公庫、日本住宅公団、公営住宅 に関するもの)建設業務統計、法人企業投資実績調査(企画庁)、住宅統計調査(統計局)、農家経済調査(農林省)電気事業統計。

ii 推計方法

全国的な建築工事量を推計する資料として、固定資産の価格等の概要調書の中の家屋についての報告がある。また、建設工事施工統計などもあるが、前者については地方公共団体が調査する関係上、もれが少ないと考えられるが、明確な建築物の年間の増減や適正な価格が把握できないきらいがあり、後者については統計のとらえている時点で、年間50万円以下の工事は捨象しており、調査上のもれなどが考えられて、ともに充分な推計が行われない。また、他の資料からは、部分的なものしか推計できない。

そこで、一応全国的な統計として建築着工統計が発表されているので、それを主体として推計することにした。

この統計は、建築主が建築物を建築しようとする場合に、建築基準法によって、その建築物が合法的なものかどうか都道府県知事に対して確認のための申請書および工事届を提出することになっている。その書類が提出された段階で、統計をとらえて作られている。

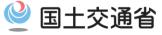
ところが、建築物の床面積合計が10㎡以内のものは確認を受ける必要がなく、都市計画区域外では、着工届だけ提出すればよいことになっているため、小建築物(床面積10㎡以内のもの)や、違法建築物などが統計にはのっていないというもれが考えられる。

そこで、建築物着工統計の補正調査などをチェック資料として、建築物着工統計の数字を、次の点について補正して、建築部門の生産額とした。

- (i)統計のカバレッジの補正。
- (ii) 統計が着エベースであるので施工ベースに補正。
- (iii) 統計に表れている工事量予定額は、統計の報告主がそれぞれ建築主であるため、低評価のきらいがあるので、その価額評価の補正。
- (iv) 建築着工統計にはのっていない小建築物についての補正。
- 〇 昭和50年表からは昭和45年表までの詳細な記述が省略されているが、推計方法は基本的に同じと考えられる。ただし、このときから発注者経費(設計費)の 追加についての記述がある。昭和55年表の推計方法は昭和50年表と同一。
- ■昭和50年産業連関表 総合解説編 (昭和54年1月 行政管理庁・経済企画庁経済研究所・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・ 運輸省・郵政省・労働省・建設省)

建築部門は、4部門から成り立っており、各部門とも建築着工統計に基づいて推計した。なお、建築着工統計と産業連関表との概念上の調整を 図るため下記の補正を加えている。

- ① 統計を着Tベースから出来高ベースに補正
- ② 建築着工統計による工事予定額(届出額)を工事完了後の実際の工事費に補正(補正調査による)
- ③ 建築着工統計のもれ補正(「建築物等実態調査」による)
- ④ 建築着工統計に発注者経費(設計費)を加える



- 昭和60年表からは推計資料の詳細の記述があるが、生産額の推計方法の基本に変更はない。
- ■昭和60年産業連関表 総合解説編 (平成元年3月 総務庁・経済企画庁・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省)

1. 推計資料

No.	資料名	出 所	備考
1	建築着工統計	建設省調査情報課	月次調査
2	建築物等実態調査	<i>II</i>	部内限
3	建築工事費内訳調査	<i>II</i>	特別調査(5年毎)
4	設備工事調査	(財)建設物価調査会	II .
5	内訳明細書調査	II	II .
6	下請工事業調査	II	II .
7	プレハブ工事業調査	II	II .
8	建設総合統計(59,60年度)	建設省調査情報課	月次調査
9	建設業の経営分析	建設省建設業課	年度次調査
10	建設工事施工統計	建設省調査情報課	II .
11	公共建築工事諸経費等実態調査報告(55年度)	建設省技術調査室	調査周期不規則
12	建築設計工事監理業務報酬調査(61年度)	建設省建築指導課	II .
13	中小企業の原価指標	中小企業庁	年度次調査
14	TKC経営指標	TKC計算センター	II .
15	建築工事原価分析情報	建設工業経営研究会	II .
16	建設工事標準歩掛り(第23版)	(財)建設物価調査会	調査周期不規則

2. 生産額

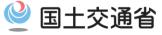
- (1) 資料1の工事費予定額を基本とし、資料1と産業連関表との概念上(投資額ベース等)の調整を図るため、下記の修正を加え生産額とする。
 - ア 建築着工統計の値を着工ベースから投資額ベース(進捗ベース)に転換
 - イ 建築着工統計による工事費予定額(届出額)を、資料1の単価補正調査により工事完了後の実際の工事額に修正
 - ウ 建築着工統計の統計のモレを、資料2の建築物等実態調査により修正
 - エ ア〜ウの修正後、別途推計した発注者経費(設計費)を加え、生産額とする。

3. 投入額

- (1) 資料3により工事設計書の概要を把握し(主として建築・設備の科目別内訳)、
- (2) 更に資料4、5により、建築と設備の内訳を把握し(細目別内訳)、
- (3) 更に資料6等により、細目別内訳の詳細を把握する。
- (4) 工事に付帯する諸経費の内訳、設計料及び機械経費等の内訳は、資料9~16により推計する。
- (5)特にプレハブ建築物については、資料7により推計する。

4. 産出額推計

資料8による建築主別・用途別・構造別の統計値により、政府・民間比率を求め、国内総固定資本形式の政府と民間に分割。



〇 平成2年表は昭和60年表と比較して、推計資料の「公共建築工事諸経費等実態調査報告」と「建築設計工事監理業務報酬調査」が除かれている。平成7年 表の推計方法は平成2年表と同一。

■平成2年(1990年)産業連関表 総合解説編 (平成6年3月 総務庁・経済企画庁・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸 省・郵政省・労働省・建設省)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	建築動態統計調査	建設省調査情報課	月次調査
2	建築物等実態調査	"	部内資料
3	建築工事費内訳調査	"	特別調査
4	設備工事調査	(財)建設物価調査会	l)
5	内訳明細書調査	"	II .
6	建設工事原価分析情報	建設工業経営研究会	年度次調査
7	建設業の経営分析	建設省建設業課	II .
8	建設工事施工統計	建設省調査情報課	II .
9	中小企業の原価指標	中小企業庁	II .
10	TKC経営指標	TKCシステム開発研究所	II .
11	建設工事標準歩掛り	(財)建設物価調査会	部内資料
12	下請工事業調査	"	"
13	プレハブ工事業調査	"	特別調査
14	建設総合統計	建設省調査情報課	月次調査

2. 生産額

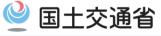
- (1) 資料1の工事費予定額を基本とし、資料1と産業連関表との概念上(投資額ベース等)の調整を図るため、下記の修正を加え生産額とした。
 - (1) 建築着工統計の値を着工ベースから投資額ベース(進捗ベース)に転換
 - (2) 建築着工統計による工事費予定額(届出額)を、資料1の単価補正調査により工事完了後の実際の工事額に修正
 - (3) 建築着工統計の統計のモレを、資料2のモレ補正調査により修正
 - (4) (1)~(3)の修正後、別途推計した発注者経費(設計費)を加え、生産額とした。

3. 投入額

- (1) 資料3により工事設計書の概要を把握した(主として建築・設備の科目別内訳)。
- (2) 更に資料4~6により、建築と設備の内訳を把握した(細目別内訳)。
- (3) 工事に付帯する諸経費の内訳、設計料及び機械経費等の内訳は、資料7~12により推計した。
- (4) 特にプレハブ建築物については、資料13により推計した。

4. 産出額推計

資料14による建築主別・用途別・構造別の統計値により、政府・民間比率を求め、国内総固定資本形式の公的と民間にそれぞれ産出した。



〇 平成12年表からは推計資料が削減された。以降、平成17年表と平成23年表も推計資料にわずかな入れ替えがあるにせよ、生産額の推計方法の基本は維持されている。

■平成12年(2000年)産業連関表 総合解説編 (平成16年6月 総務省・内閣府・金融庁・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済 産業省・国土交通省・環境省)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	建築動態統計調査	情報管理部	
2	建築物等実態調査	"	部内資料
3	平成12年建築工事費内訳調査結果	"	特別調査
4	建設工事施工統計	"	
5	建設総合統計年度報	"	
6	建設業の経営分析	(財)建設業情報管理センター	
7	TKC経営指標	TKC全国会	
8	非木造建築物投入調査の特別集計	建設工業経営研究会	
9	建築士事務所の業務報酬算定指針	(社)東京都建築士事務所協会	
10	国民経済計算年報平成12年度版	内閣府経済社会総合研究所	

2. 牛痒額

資料1の中の工事費予定額を基本とし、建築着工統計と産業連関表の概念上(投資額ベース等)の調整を図るため、次の修正を加えて生産額とした。

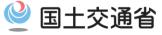
- (1) 建築着工統計の値を着工ベースから投資額ベース(進捗ベース)に転換する。
- (2) 資料1の一環として実施されている補正調査結果を用いて、工事費予定額(届出額)を、工事完了後の実際の工事額に補正する。
- (3) 建築着工統計の統計の漏れを、資料2の漏れ補正調査を用いて修正する。
- (4) (1)~(3)の修正後、別途推計した発注者経費(設計費等)を加え、生産額とした。

3. 投入額

- (1) 資料3等から工事設計書の概要(主として建築・設備の科目別内訳)及び細目別内訳等を把握した。
- (2) 資料8、9等から工事に付帯する設計料等の諸経費の内訳を推計した。

4. 産出額

資料5による政府・民間比率を用いて国内総固定資本形成の公的と民間にそれぞれ産出した。



○ 直近の平成27年表の推計方法は以下のとおり。

■平成27年(2015年)産業連関表 総合解説編 (令和2年1月 総務省・内閣府・金融庁・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済 産業省・国土交通省・環境省)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	建築着工統計	国土交通省総合政策局	
2	建築物等実態調査	"	部内資料
3	産業連関構造調査(建築工事費投入調査)	"	
4	建設総合統計	"	
5	建設工事統計	"	
6	建築統計年報	"	
7	建設業の経営分析	(一財)建設業情報管理センター	
8	有価証券報告書資料	木造ハウスメーカー等	
9	建築士事務所の業務報酬算定指針	(一社)東京都建築士事務所協会	
10	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	

2. 牛痒額

資料1等から、次の修正を加えて生産額とした。

- (1) 建築着工統計の工事費予定額を着工ベースから出来高ベースに展開する。
- (2) 資料1の一環として実施されている補正調査結果を用いて、工事費予定額(届出額)を工事完了後の実際の工事費に補正する。
- (3) 建築着工統計の統計の漏れを、資料2の漏れ補正調査を用いて修正する。
- (4) (1)~(3)の修正後、別途推計した発注者経費(設計費等)を加え、生産額とした。

3. 投入額

- (1) 資料3等から工事設計書の概要(主として建築・設備の科目別内訳)及び細目別内訳等を把握した。
- (2) 資料9等から工事に付帯する設計料等の諸経費の内訳を推計した。

4. 産出額

資料4等による政府・民間比率を用いて国内総固定資本形成の公的と民間にそれぞれ産出した。

現状

- 建設工事施工統計調査について、令和2年度調査より、経営事項審査情報(※)を活用して、欠測値(調査票未回収業者)の補完を実施。
 - ※ 経営事項審査とは、公共工事の入札参加を希望する業者が受ける審査であり、建設業許可業者約47万業者のうち約14万業者が受審。透明性の確保 等の観点から経営事項審査結果はWEB上でも公表されており、完成工事高等の情報を活用することが可能。
 - ※ 経営事項審査は、紙提出であるが、提出を受ける都道府県等において全件を電子化していることから、統計調査へ活用可能となっている。
- 〇 また、<u>調査事項である「有形固定資産」、「国内建設工事の年間完成工事高」、「兼業売上高」及び「建設業の付加価値額及び原価等」について</u>は、建設業許可に関連する建設業法の規定に基づき、<u>建設業者から毎事業年度提出される財務諸表において、おおむね把握が可能</u>であるが、提出される書類は経営事項審査結果のように<u>電子化されていないことから、活用が困難</u>。

建設業許可の電子化

- 建設業の働き方改革推進の一環として、事務負担を軽減し、生産性向上を図るとともに、非対面での申請手続を行うことができる環境を整備するため、令和5年1月より建設業許可関連手続きや経営事項審査の電子申請受付開始を予定。
 - ※ 建設業許可については、運用開始5年でオンライン化率20%を目標としている。
 - ※ 説明会の実施等により、建設業界に周知を行い、オンライン申請の利用を促進。
 - これまで電子化されていなかったため実施できなかったが、決算報告書類についても電子提出可能となることにより、 電子提出された行政記録情報(財務諸表に記載の情報)の統計への活用の検討が可能になる

財務情報の統計への活用の検討(実証実験の実施)

- 財務情報により建設工事施工統計調査の全項目を網羅できるものではないため、調査の代替とするのではなく、経営事項審査情報と同様に建設業法の規定により毎事業年度提出される財務情報を欠測値の補完に活用することとし、令和5年度調査において、作業フローや本格実施に向けた課題等を確認するため、実証実験を行う。
 - ※ 経営事項審査情報より<u>多くの調査項目について情報を活用できるため、統計精度の向上が見込める</u>。また、全ての建設業許可業者において提出が必要なため、経営事項審査を受審しない建設業者の情報も把握できる。



行政記録情報の統計業務への活用(建築着工統計への活用)

現状

- 建築主が建築物を建築しようとする場合等に、<u>建築主は(市町村や指定確認検査機関経由で)都道府県に建築工事届を提出</u>する。建築着工統計は、<u>都道府県が建築工事届の内容を調査票に転記し、国土交通省に提出</u>し作成されている。
- 都道府県は建築工事届(紙又は電子)の内容を調査票(紙又は電子)に転記しているため、作業量が膨大となっている。

<一般的な調査の流れ> ※下段矢印は建築確認申請の流れ

建築主

建築工事届

(建築確認申請書類)

建築工事届 (確認審査報告書)

^{膨大な転記作業} 都道府県

調査票

国土交通省

<作業の削減のための課題>

- ①建築工事届は通常建築確認申請書類と合わせて提出されるため、建築工事届の電子化は建築確認申請の電子化と合わせて行う必要がある。
- ②都道府県における国への調査票の電子提出も進んでいないため、調査票の作成作業が効率化されない

指定確認

検査機関

各種手続の電子化

①建築確認

各府省は・・・・それぞれの手続の実情を踏まえ、オンライン利用率を大胆に引き上げる目標を設定し、可及的速やかに取組を行うべき。(規制改革実施計画(R2.7.17閣議決定))

建築確認について、<u>令和7年度末までにオンライン利用率を50%とすることを目標に取組を進めている</u>



建築確認の電子申請率の向上に合わせて、 建築工事届の電子提出を推進

②建築着工統計

建築着工統計の調査票は<u>約半数の都道府県において電子提出されているものの、依然紙での提出も行われており</u>、誤り発生のリスクや読み取り作業を行う手間がある。



調査票の電子提出の負担感を軽減させ、 電子提出を推進

令和2年の地方からの提案等に関する対応

建築統計の作成については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、令和2年度中に省令を改正し、建築主が届け出る建築工事届及び建築物除却届の様式を、都道府県が作成する建築着工統計調査票及び建築物除却統計調査票への転記が容易となるよう変更する。

(令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(R2.12.18閣議決定))



都道府県の負担軽減と調査票の電子提出推進のため、R4.4~ Excel形式の様式を配布し、建設工事届のExcelでの提出が可能になったが、ほとんど活用されず



電子申請の手間の削減のため<u>入力された内容を</u> 建築着工統計調査票の形式に自動変換するマクロ機能付Excelファイルを作成するも、セキュリティ により都道府県は扱えない場合がある



建築工事届の電子提出の課題解消・利便性向上により調査の電子化を推進

今後の方向性

建築関係手続の電子化に合わせて、<u>建築工事届の電子提出を推進</u>することで、<u>都道府県の作業負担の軽減</u>を図るとともに、 転記の際の誤りを防止し、統計の品質確保を図る

- (1)建築工事届の電子化を推進(都道府県等において利用可能な使いやすいExcel様式の建築工事届を作成・配布)
- ②都道府県における調査票のオンライン提出の推進(都道府県用の分かりやすいマニュアル整備等)
- ③建築確認の電子化を引き続き推進(補助事業による周知等)